

会社法制の見直しに関する中間試案のたたき台(2)

(前注) 本部会資料においては、中間試案のたたき台の内容のうち特に必要と思われる事項について、補足説明を記載している。

第2部 親子会社に関する規律

第1 親会社株主の保護

1 多重代表訴訟

【A案】 株式会社の親会社の株主が当該株式会社の取締役等の責任を追及する訴え(多重代表訴訟)を提起することを認める制度を、次のとおり創設するものとする。

① 株式会社の親会社(株式会社であるものに限る。)の株主は、当該株式会社に対し、発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人又は清算人(以下「取締役等」という。)の責任を追及する訴えの提起を請求することができるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないものとする。

ア 当該訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合

イ 当該訴えに係る請求の原因である事実によって当該親会社に損害が生じていない場合

② ①の親会社は、①の請求の日において、①の株式会社の完全親会社であって、完全親会社(株式会社であるものに限る。)を有しないもの(以下「最終完全親会社」という。)に限るものとする。

(注) 完全親会社には、株式会社の発行済株式の全部を直接有する法人等のみならず、これを間接的に有する法人等も含まれるものとする。

③ ①の親会社が公開会社である場合にあっては、①の請求をすることができる当該親会社の株主は、6か月前から引き続き当該親会社の株式を有するものに限るものとする。

(注) 株式会社とその親会社の株主との関係は、当該親会社を通じた間接的なものであること等から、例えば、次のア又はイのよ

うな規律を設けるものとするかどうかについては、なお検討する。

ア ①の請求をすることができる親会社の株主は、親会社の総株主の議決権の100分の1以上を有するものに限るものとする。

イ ①の訴えが当該株式会社の株主の共同の利益とならないことが明らかであると認められる場合には、当該株式会社の親会社の株主は、①の請求をすることができないものとする。

- ④ 株式会社の取締役等の責任は、その原因である事実が生じた日において、①の親会社が有する当該株式会社の株式の帳簿価額が当該親会社の総資産額の5分の1を超える場合に限り、①の請求の対象とすることができるものとする。

(注1) 株式会社の取締役等の責任の原因である事実が生じた日において、①の親会社が当該株式会社の最終完全親会社であることを要するものとするかどうかについては、なお検討する。

(注2) ①の親会社が間接的に有する株式会社の株式の取扱いについては、なお検討する。

- ⑤ 株式会社が①の請求の日から60日以内に①の訴えを提起しないときは、当該請求をしたその親会社の株主は、当該株式会社のために、①の訴えを提起することができるものとする。

- ⑥ 株式会社に最終完全親会社がある場合には、①の責任は、当該最終完全親会社の総株主の同意がなければ、免除することができないものとする。

(注1) 株式会社に最終完全親会社がある場合における取締役等の責任の一部免除に関する規律(会社法第425条等)についても、所要の規定を設けるものとする。

(注2) 株式会社又はその株主のほか、当該株式会社の最終完全親会社の株主は、①の訴えに係る訴訟に参加することができるものとする。また、その機会を確保するため、次のような仕組みを設けるものとする。

ア 株式会社の親会社の株主は、①の訴えを提起したときは、遅滞なく、当該株式会社に対し、訴訟告知をしなければならないものとする。

イ 最終完全親会社がある株式会社は、①の訴えを提起したとき、又はアの訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を

当該最終完全親会社に通知しなければならないものとする。
ウ イの通知を受けた最終完全親会社は、遅滞なく、その旨を
公告し、又はその株主に通知しなければならないものとする。

(注3) 不提訴理由通知、担保提供、和解、費用等の請求、再審の
訴え等についても、現行法上の株主代表訴訟に関する規律に
準じて、所要の規定を設けるものとする。

(注4) 株式会社の株主は、当該株式会社の株式交換等により当該
株式会社の株主でなくなった場合であっても、当該株式交換
等の対価として当該株式会社の完全親会社の株式を取得した
ときは、当該株式会社に対して、会社法第847条第1項の
責任追及等の訴え（当該株式交換等の前にその原因である事
実が生じた責任等を追及するものに限る。）の提起を請求す
ることができるものとするかどうかについては、なお検討する。

【B案】 多重代表訴訟の制度は、創設しないものとする。

2 親会社による子会社の株式等の譲渡

株式会社は、その子会社の株式の全部又は一部の譲渡をする場合であつて、次のいずれにも該当しないときは、当該譲渡がその効力を生ずる日（以下2において「効力発生日」という。）の前日までに、株主総会の特別決議によって、当該譲渡に係る契約の承認を受けなければならないものとする。

ア 当該譲渡により譲り渡す株式の帳簿価額が当該株式会社の総資産額の5分の1を超えない場合

イ 効力発生日において、当該株式会社が、当該譲渡により譲り渡した株式を発行する株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合

(注1) 反対株主の株式買取請求制度等についても、事業譲渡に関する規律に準じて、所要の規定を設けるものとする。

(注2) 子会社が株式会社以外の会社等である場合についても、上記と同様の規律を設けるものとする。

第2 子会社少数株主の保護

1 親会社等の責任

株式会社とその親会社との利益が相反する取引によって当該株式会社が不利益を受けた場合における当該親会社の責任に関し、明文の規定を設けるかどうかについては、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】 次のような明文の規定を設けるものとする。

- ① 当該取引により、当該取引がなかったと仮定した場合と比較して当該株式会社が不利益を受けた場合には、当該親会社は、当該株式会社に対して、当該不利益に相当する額を支払う義務を負うものとする。
- ② ①の不利益の有無及び程度は、当該取引の条件のほか、当該株式会社と当該親会社の間における当該取引以外の取引の条件その他一切の事情を考慮して判断されるものとする。
- ③ ①の義務は、当該株式会社の総株主の同意がなければ、免除することができないものとする。
- ④ ①の義務は、会社法第847条第1項の責任追及等の訴えの対象とするものとする。

(注) その有する議決権の割合等に鑑み、親会社と同等の影響力を有すると考えられる自然人の責任についても、①から④までと同様の規定を設けるものとする。

【B案】 明文の規定は、設けないものとする。

(補足説明)

1 親会社等の責任

親子会社関係においては、親会社が、子会社株主総会における議決権を背景とした影響力により、子会社の利益を犠牲にして自己の利益を図ろうとするおそれがあることが指摘されている。当部会においては、特に、親子会社間の（直接又は間接の）利益相反取引は、定型的に子会社に不利益を及ぼすおそれがあると考えられることから、そのような取引によって子会社が不利益を受けた場合における親会社の責任に関し、明文の規定を設けるべきであるとの指摘がされている。他方で、現行法の下でも、株主の権利の行使に関して供与を受けた財産上の利益の返還義務（会社法第120条第3項）や子会社取締役の善管注意義務違反に加功したことによる債権侵害の不法行為責任（民法第709条）等に関する解釈論により、親会社への責任追及を認めることで、子会社少数株主の保護を十分に図り得るとの指摘もされている。

そこで、親会社と子会社との利益が相反する取引によって子会社が不利益を受

けた場合における親会社の責任に関しては、明文の規定を設けるものとするA案と、現行法の規律を見直さず、明文の規定を設けないものとするB案が考えられる。なお、親子会社間の利益相反は、利益相反取引の場面に限らず、親子会社間における事業機会の配分等の場面でも問題となるとの指摘もされているが、当部会における議論を踏まえ、そのような場面についてまで適用される規定を設けることは、企業集団における効率的な経営を不当に妨げるおそれがあると考えられる。

A案による場合には、親会社の責任が生ずるための要件をどのように定めるかが問題となる。親会社の責任の有無を決するための基準としては、(a)取引が行われなかったと仮定した場合と比較して子会社にとって不利益かどうかという基準や、(b)取引が独立当事者間であれば合意されたであろう条件によって行われたと仮定した場合と比較して子会社にとって不利益かどうかという基準（独立当事者間取引基準）が考えられるところ、当部会においては、(b)の独立当事者間取引基準を形式的・厳格に適用することは、経済効率性を害するおそれがあるとの指摘がされている。そこで、A案の①は、(a)の基準により子会社が不利益を受けたといえる場合（例えば、子会社が親会社のために製品を製造し、その原価を下回る不当に低い金額でこれを親会社に販売することにより、子会社に損失が生ずる場合等）に限って、親会社が子会社に対して当該不利益に相当する額を支払う義務を負うものとしている。

また、当部会においては、子会社が不利益を受けているかどうかは、個別の取引のみではなく、継続的な親子会社間の取引を総体として考慮した上で判断すべきであるとの指摘がされている。そこで、②において、①の取引による子会社の不利益の有無及び程度は、当該取引の条件のほか、親子会社間における当該取引以外の取引の条件その他一切の事情を考慮して判断されるものとしている。

A案のような規定は、親子会社間の利益相反取引においては、親会社が議決権を背景とした影響力により子会社の利益を犠牲にして自己の利益を図ろうとするおそれがあることを踏まえ、当該取引によって子会社が積極的に不利益を受けた場合には、親会社による影響力の行使の態様を具体的に特定することを要せず、また、子会社取締役が責任を負うことを前提とすることなく、親会社に対する責任追及を可能とするものである。このような明文の規定を設けることとする場合には、子会社債権者も、債権者代位権（民法第423条）の行使等により、親会社に対して責任を追及することが可能となる。また、仮に、子会社の総株主の同意により親会社の責任が免除されたとしても、詐害行為取消権（同法第424条）を行使して免除の意思表示を取り消すことができる場合もあると考えられる。

2 大多数保有支配株主に対するセル・アウト制度

当部会においては、総株主の議決権の10分の9以上を有する支配株主が残り

の株式を買い取らないことには合理性がないことを理由に、少数株主が自己の有する株式を当該支配株主に売却することができるものとする制度（大多数保有支配株主に対するセル・アウト制度）の創設も検討すべきであるとの指摘がされている。

もっとも、このような制度は、支配株主の異動が生じた場合に少数株主に退出を認めるための制度として位置付けることは困難であり、制度の目的・趣旨を慎重に検討する必要があると思われる。

2 情報開示の充実

個別注記表又は附属明細書に表示された株式会社とその親会社等との間の取引について、監査報告等による情報開示に関する規定の充実を図るものとする。

第3 キャッシュ・アウト

1 特別支配株主による株式売渡請求

① ある株式会社（以下「対象会社」という。）の特別支配株主は、対象会社の全ての株主（特別支配株主及び対象会社を除く。以下「売渡株主」という。）に対し、その有する株式の全部を特別支配株主に売り渡すことを請求することができるものとする。

② 特別支配株主は、①の請求（以下「株式売渡請求」という。）をするときは、併せて、対象会社の全ての新株予約権の新株予約権者（特別支配株主及び対象会社を除く。以下「売渡新株予約権者」という。）に対し、その有する新株予約権の全部を特別支配株主に売り渡すことを請求することができるものとする。

（注1） 新株予約権付社債に付された新株予約権の取扱いについては、なお検討する。

（注2） ②の請求に関する手続等については、下記の株式売渡請求に関する規律に準じて、所要の規定を設けるものとする。

③ 「特別支配株主」とは、ある株式会社の総株主の議決権の10分の9（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上をある者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社等が有している場合における当該者をいうものとする。

④ 株式売渡請求は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならないものとする。

ア 売渡株主に対して交付する金銭の額又はその算定方法

イ 売渡株主に対するアの金銭の割当てに関する事項

ウ 特別支配株主が株式売渡請求に係る株式（以下「売渡株式」という。）を取得する日（以下1において「取得日」という。）

（注） イの事項は、売渡株主の有する売渡株式の数に応じて金銭を割り当てることを内容とするものでなければならないものとする。

- ⑤ 特別支配株主は、株式売渡請求をしようとするときは、対象会社に対し、その旨及び④に掲げる事項を通知し、当該請求をすることについて、対象会社の承認を受けなければならないものとする。
- ⑥ 対象会社が取締役会設置会社である場合には、⑤の承認をする旨の決定は、取締役会の決議によらなければならないものとする。
- ⑦ 対象会社は、⑤の承認をした場合には、取得日の20日前までに、売渡株主に対し、当該承認をした旨、特別支配株主の氏名又は名称及び住所並びに④に掲げる事項を通知しなければならないものとする。対象会社が公開会社である場合には、当該通知は、公告をもってこれに代えることができるものとする。
- ⑧ 対象会社が⑦に定める通知又は公告をした場合には、特別支配株主は、売渡株主に対し、株式売渡請求をしたものとみなすものとする。
- ⑨ 対象会社は、⑦に定める通知又は公告の日から取得日後6か月を経過する日までの間、⑤の承認をした旨、特別支配株主の氏名又は名称及び住所並びに④に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。売渡株主は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求をすることができるものとする。
- （注） 本文の事項のほか、上記の書面又は電磁的記録に記載又は記録しなければならない事項としては、④アの金銭の額の相当性に関する事項（当該事項に関する取締役又は取締役会の判断及びその理由を含む。）、売渡株主の利益を害さないように留意した事項等が考えられる。
- ⑩ 特別支配株主は、取得日に、売渡株式の全部を取得するものとする。
- ⑪ 対象会社は、取得日後遅滞なく、株式売渡請求に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、取得日から6か月間、当該書面等をその本店に備え置かなければならないものとする。売渡株主は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求をすることができるものとする。
- ⑫ 株式売渡請求があった場合には、売渡株主は、取得日の20日前の日から取得日の前日までの間に、裁判所に対し、売買価格の決定の申立てをすることができるものとする。

- (注) 取得日後一定期間（例えば、20日）を経過する日までの間にも申立てをすることができるものとするかどうかについては、なお検討する。
- ⑬ 特別支配株主は、裁判所の決定した売買価格に対する取得日後の年6分の利率により算定した利息をも支払わなければならないものとする。
- (注) 上記のほか、売買価格の決定に関する手続等については、第4の2における株式買取請求制度の見直しを踏まえて、所要の規定を設けるものとする。
- ⑭ 次に掲げる場合であって、売渡株主が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡株主は、特別支配株主に対し、株式売渡請求による売渡株式の取得の全部をやめることを請求することができるものとする。
- ア 株式売渡請求が法令に違反する場合
- イ 対象会社が⑦又は⑨の定めに違反した場合
- ウ ④ア又はイに掲げる事項が対象会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当である場合
- ⑮ 株式売渡請求による売渡株式の取得の無効は、取得日から6か月以内に、訴えをもってのみ主張することができるものとする。当該訴えは、売渡株主、対象会社の取締役及び取得日において対象会社の取締役であった者に限り、提起することができるものとする。
- ⑯ ⑮の訴えについては、特別支配株主を被告とするものとする。当該訴えは、対象会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属するものとする。
- ⑰ ⑮の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、株式売渡請求による売渡株式の取得は、将来に向かってその効力を失うものとする。当該判決は、第三者に対してもその効力を有するものとする。
- (注) 上記のほか、株式売渡請求に関する手続等について、所要の規定を設けるものとする。

2 全部取得条項付種類株式の取得に関する規律

(1) 情報開示の充実

- ① 全部取得条項付種類株式を取得しようとする株式会社は、株主総会（種類株主総会を含む。）の日の2週間前の日又は(2)①に定める通知若しくは公告の日のいずれか早い日から取得日後6か月を経過する日までの間、会社法第171条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。当該株式会社の株主は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注) 本文の事項のほか、上記の書面又は電磁的記録に記載又は記録しなければならない事項としては、会社法第234条に基づく端数の処理の方法に関する事項、当該端数の処理により株主に交付される金銭の額に関する事項等が考えられる。

- ② 株式会社は、取得日後遅滞なく、全部取得条項付種類株式の取得に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、取得日から6か月間、その本店に備え置かなければならないものとする。当該株式会社の株主及び取得日に当該株式会社の株主であった者は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求をすることができるものとする。

(2) 取得の価格の決定の申立てに関する規律

- ① 全部取得条項付種類株式を取得しようとする株式会社は、取得日の20日前までに、全部取得条項付種類株式の株主に対し、全部取得条項付種類株式を取得する旨を通知しなければならないものとする。当該通知は、公告をもってこれに代えることができるものとする。
- ② 全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立ては、取得日の20日前の日から取得日の前日までの間にしなければならないものとする。
- ③ ②の申立てをした株主に対しては、株主総会の決議によって定められた取得対価は交付されない旨の規定を設けるものとする。

(3) その他の事項

株主総会等の決議の取消しにより株主となる者も当該決議の取消しの訴えを提起することができる旨の明文の規定を設けるものとする。

第4 株式買取請求

1 買取口座の創設

- ① 消滅株式会社等(会社法第782条第1項等)又は存続株式会社等(同法第794条第1項等)(以下1及び2において「会社」と総称する。)であって、振替株式を発行しているものは、吸収合併等又は新設合併等(以下「組織再編」と総称する。)に係る契約の締結又は計画の作成後遅滞なく、振替機関等に対して、株式買取請求に係る振替株式の振替を行うための口座(以下「買取口座」という。)の開設の申出をしなければならないものとする。

- ② 会社が社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項により公告すべき事項に、買取口座に係る事項を追加するものとする。
- ③ 反対株主は、株式買取請求をする場合には、当該請求と同時に、当該請求に係る振替株式について、買取口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならないものとする。
- ④ 存続株式会社等、吸収分割株式会社又は新設分割株式会社は、反対株主に対して株式買取請求に係る振替株式の代金の支払（2の支払を除く。）をするまでは、当該振替株式について、自己の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができないものとする。
- ⑤ 消滅株式会社等（吸収分割株式会社及び新設分割株式会社を除く。）は、当該組織再編の効力発生日までは、株式買取請求に係る振替株式について、自己の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができないものとする。
- ⑥ 会社は、反対株主による株式買取請求の撤回について承諾をしたときは、直ちに、当該請求に係る振替株式について、当該反対株主の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならないものとする。
 - （注1） 上記のほか、買取口座への振替等について、所要の規定を設けるものとする。
 - （注2） 種類株式に係る定款変更等における株式買取請求及び事業譲渡等における株式買取請求についても、同様の規律を設けるものとする。
 - （注3） 新株予約権買取請求についても、同様の規律を設けるものとする。

2 株式買取請求に係る株式に係る価格決定前の支払制度

株式買取請求があった場合には、会社は、反対株主に対し、株式の価格の決定がされる前に、会社が公正な価格と認める額を支払うことができるものとする。

- （注1） 種類株式に係る定款変更等における株式買取請求、全部取得条項付種類株式の取得に係る価格決定及び事業譲渡等における株式買取請求についても、同様の規律を設けるものとする。
- （注2） 新株予約権買取請求についても、同様の規律を設けるものとする。
- （注3） 反対株主は、株式買取請求をした後、当該請求に係る株式について剰余金配当受領権を有しないものとするかどうかについては、なお検討する。

3 簡易組織再編等における株式買取請求

存続株式会社等において簡易組織再編の要件を満たす場合（会社法第796条第3項）及び譲受会社において簡易事業譲渡の要件を満たす場合（同法第468条第2項）には、反対株主は、株式買取請求権を有しないものとする。

（後注） 株式会社が組織再編をする場合において、当該株式会社が当該組織再編の条件について公告をしたときは、当該公告後に株式を取得した反対株主は、株式買取請求権を有しないものとするかどうかについては、なお検討する。

第5 組織再編等の差止請求

略式組織再編のほか、組織再編（簡易組織再編の要件を満たす場合を除く。）についても、株主が当該組織再編をやめることを請求することができる旨の明文の規定を設けるかどうかについては、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】 当該組織再編が法令又は定款に違反する場合であって、消滅株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、当該組織再編をやめることを請求することができるものとする。存続株式会社等についても、同様の規律を設けるものとする。

（注1） 上記に加えて、特別の利害関係を有する者が議決権を行使することにより、当該組織再編に関して著しく不当な株主総会決議がされ、又はされるおそれがある場合であって、株主が不利益を受けるおそれがあるときに、株主が当該組織再編をやめることを請求することができるものとするかどうかについては、なお検討する。

（注2） 全部取得条項付種類株式の取得、株式の併合及び事業譲渡等についても、同様の規律を設けるものとする。

【B案】 差止請求に係る明文の規定は、設けないものとする。

第6 会社分割等における債権者の保護

1 詐害的な会社分割における債権者の保護

- ① 吸収分割会社又は新設分割会社（以下第6において「分割会社」という。）が、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社（以下第6において「承継会社等」という。）に承継されない債務の債権者（以下「残存債権者」という。）を害することを知って会社分割をした場合には、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるものとする。ただし、吸収分割の場合であって、吸収分割承継会社が吸収分割の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでないものとする。

（注） 株式会社である分割会社が吸収分割の効力が生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日に全部取得条項付種類株式の取得又は剰余金の配当（取得対価又は配当財産が承継会社等の株式又は持分のみであるものに限る。）をする場合（会社法第758条第8号等）には、上記の規律を適用しないものとする。

- ② 残存債権者が、分割会社が①の会社分割をしたことを知った時から2年以内に①の請求又はその予告をしない場合には、①の請求をする権利は、当該期間を経過した時に消滅するものとする。会社分割の効力が生じた時から20年を経過したときも、同様とするものとする。

（注） 事業譲渡についても、①及び②と同様の規律を設けるものとする。

2 不法行為債権者の保護

会社分割について異議を述べることができる債権者のうち、不法行為によって生じた分割会社の債務の債権者であって、分割会社に知れていないものについて、次のとおりの見直しをするものとする。

- ① 当該債権者は、吸収分割契約又は新設分割計画において会社分割後に分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、分割会社に対して、吸収分割の効力が生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日に分割会社が有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるものとする（会社法第759条第2項等参照）。
- ② 当該債権者は、吸収分割契約又は新設分割計画において会社分割後に承継会社等に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるものとする（会社法第759条第3項等参照）。

(後注) 株式会社が組織再編や事業譲渡をする場合に、従業員の意見等を開示するものとするかどうかについては、なお検討する。

第3部 その他

第1 金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求

株式会社の株主は、他の株主が次に掲げる金融商品取引法上の規制に違反した場合において、その違反する事実が重大であるときは、当該他の株主に対し、当該株式会社の株主総会における議決権の行使をやめることを請求することができるものとする。

ア 公開買付けを強制する規制のうち株券等所有割合が3分の1を超えることとなるような株券等の買付け等に関するもの（金融商品取引法第27条の2第1項第2号から第6号まで）

イ 公開買付者に全部買付義務（応募株券等の全部について買付け等に係る受渡しその他の決済を行う義務）を課す規制（同法第27条の13第4項）

(注1) 公開買付者が強制的全部勧誘義務（買付け等をする株券等の発行者が発行する全ての株券等について買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を行う義務）（同法第27条の2第5項・金融商品取引法施行令第8条第5項第3号）に違反した場合の取扱いについては、なお検討する。

(注2) 株主のほか、当該株式会社も同様の請求をすることができるものとするかどうかについては、なお検討する。

(注3) 当該株式会社の株主総会の決議に関する定足数の算定に際し、上記の請求によって行使することができないものとされた議決権の数を算入するものとするかどうかについては、なお検討する。

第2 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由

株主名簿及び新株予約権原簿の閲覧等の請求の拒絶事由のうち、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。」（会社法第125条第3項第3号及び第252条第3項第3号）を削除するものとする。

(注) 会社法第125条第3項第1号及び第2号並びに第252条第3項第1号及び第2号の文言を見直すかどうかについては、なお検討する。